

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年10月9日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	一関市
4. 届出番号	13
5. 独自利用事務の事例番号	18-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.ichinoseki.iwate.jp/index.cfm/7,0,110,html">http://www.city.ichinoseki.iwate.jp/index.cfm/7,0,110,html</a>

執行機関名 一関市長

予防接種に係る実費の徴収に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	おたふくかぜワクチン予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	10	
③番号法別表第2の項	18	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の第3の項 おたふくかぜワクチン予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年五月三十日法律第五十号)第1条	一関市おたふくかぜ個別予防接種実施要領 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。	第1 おたふくかぜは、ムンプスウイルスによる全身感染症で、重症になると無菌性髄膜炎、難聴になる可能性があることから、一関市(以下「市」という。)ではその発生や重症化を予防するとともに、流行防止と医療費の抑制、保護者の軽減(休業や接種料)を目的に、おたふくかぜワクチンの接種を実施するために必要な事項を定める。
⑦独自利用事務の関連規範		一関市おたふくかぜ個別予防接種実施要領